

# 田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）が子ども会会員相互の集団意識の向上、自主性、社会性等を身につけることを目的として行う活動に要する経費に対し予算の範囲内で交付する田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金（以下「補助金」という。）に関して、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、市子連が行う次の事業とする。

- (1) 子ども会活動の指導及び育成事業
- (2) 子ども会活動充実のための関係機関及び団体と連携した事業
- (3) 子どもを対象とする体験活動及び当該活動を支援する事業
- (4) その他市長が認める事業

2 補助金の交付の対象となる経費及び交付すべき補助金の額（以下「補助金額」という。）は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市子連は、補助金の交付を申請しようとするときは、田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、交付決定をしたときは、田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第5条 市子連は、前条第2項の規定により交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ田原市子ども会連絡協議会活動事業費変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する変更等申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定の変更を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定の変更を決定したときは、田原市子ども会連絡協議会活動事業費変更等決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。  
（概算払）

第6条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、市子連から提出される田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金概算払請求書（様式第5号）に基づいて、別表第2により補助金の一部を概算により交付することができる。  
（実績報告書の提出）

第7条 市子連は、補助事業が完了したときは、田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書の提出は、補助事業の完了した日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。  
（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定したときは、田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、市子連に対し通知するものとする。  
（補助金の交付）

第9条 前条第2項に規定する確定通知書を受けた市子連は、補助金の交付を受けようとするときは、田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。  
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、市子連が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適當と認められるとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(遅延利息)

第11条 市子連は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第12条 市子連は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(必要な指示等)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、その目的を達成するに必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第14条までの規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式の内紙は、改正後の田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別表第1 (第3条関係)

対 象 経 費	補 助 金 額
報償費 (講師等謝礼) 旅費 需用費 (消耗品費、修繕料及び指導材料費) 役務費 (通信運搬費) 使用料及び賃借料 (会場使用料及び備品賃借料) 負担金補助及び交付金	対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数は切り捨てる。)に加入単子数に3,000円を乗じた金額及び加入人数に100円を乗じた金額を加算した金額と対象経費の10分の9に相当する金額のいずれか低い額とする。

別表第2 (第6条関係)

概算払の時期	概算払の交付率
4月又は5月	70%
10月	30%



様式第2号（第4条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間  
年 月 日付による申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額  
補助対象事業費 円  
補助金交付決定額 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第5条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業費変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団 体 名

代表者氏名

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業について、下記のとおり変更をしたいので申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金変更交付申請額（変更後の総額）金 円

（添付書類）

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第4号（第5条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

印

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業について、下記のとおり変更することを決定したので、通知します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更後の補助金に要する経費及び補助金の交付決定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定額(変更後の金額) 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第6条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金概算払請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 団 体 名  
代表者氏名

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金の概算払を、下記のとおり  
請求します。

記

1	交付決定(変更交付決定)額	金	円
2	概算払請求額	金	円

様式第6号（第7条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名  
代表者氏名

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業が完了したので、下記により報告  
します。

記

1 補助金精算額 金 円

総事業費 (A)	補助対象事業費 (B)	補助所要額 (C)
円	円	円

- (A) 欄には、様式第6号の別紙「金額(A)欄の合計額」を記入すること。
- (B) 欄には、様式第6号の別紙「金額(B)欄の合計額」を記入すること。
- (C) 欄には、(B) 欄の額に10分の9を乗じた額を記入すること（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日

(添付書類)

- 事業実績書
- 収支決算書
- その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第8条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額        | 金 | 円 |

様式第8号（第9条関係）

田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 団 体 名

代表者氏名

年度田原市子ども会連絡協議会活動事業費補助金を、下記のとおり請求  
します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円



